

## 破産・個人再生の申立てをされる方へ 《予納郵便切手額・内訳のお知らせ》

当係へ破産・個人再生申立てをする際には、下表のとおり、郵便切手の予納をお願いします。

券種	700円 同廃	3500円 管財	5500円 債権者申立	1400円 個人再生	券種
500円	—	—	4枚	—	500円
110円	5枚	20枚	20枚	10枚	110円
100円	—	10枚	10枚	—	100円
20円	5枚	10枚	10枚		20円
10円	5枚	10枚	10枚	30枚	10円

※ 110円切手の代わりに84円切手と26円切手の組み合わせも可能とします。

※ 郵送申立の場合は、申立書類及び郵便切手とともに、次のものを提出してください。

- ・申立代理人(送達受取人)送付用あて名ラベル  
同時廃止・管財については3枚  
債権者申立てについては4枚  
個人再生については10枚

令和6年10月1日 大阪地方裁判所岸和田支部破産係